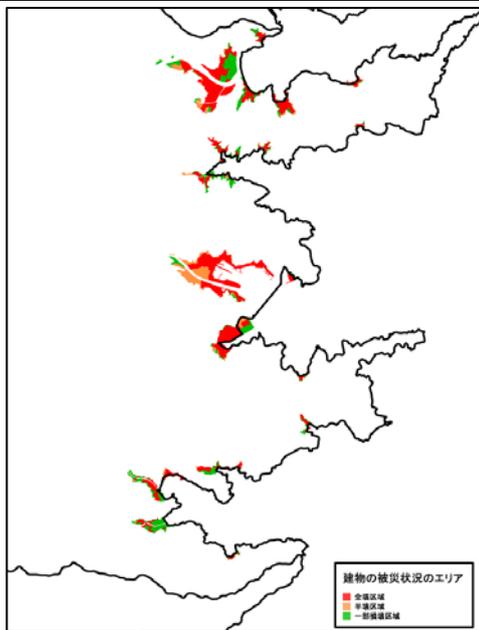


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(1/46)

調査番号	その(7)	県名	岩手県	市町村名	釜石市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	39,996 人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上					
人口	4,404	21,876	13,716					
比率	11.0	54.7	34.3					
(2) 人的被害の状況(H24.1.25)								
死者	888 名							
行方不明者	164 名							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部都市計画区域							
市街化区域	区域区分無し							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区等々の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区	44,136	435.7	1.0	85.8	0.2	180.5	0.4	3,730
都市計画区域	16,335							
用途地域	1,491	275.8	18.5	73.6	4.9	70.9	4.8	2,255
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	釜石市復興まちづくり基本計画 スクラム釜石復興プラン	平成 23 年 12 月 22 日	有	実施				
その他の方針・計画	環境未来都市	平成 24 年 2 月末予定	無					
(2)復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時地区別懇談会を実施中。 ・ 学識者などで構成する釜石市復興プロジェクト会議から、地元団体の代表などで構成する釜石市復興まちづくり委員会に対し復興計画を提言。まちづくり委員会での協議を踏まえたものを市へ答申。 ・ 釜石市復興まちづくり委員会アドバイザーとして、都市工学、防災、産業・観光、水産業、地域コミュニティ、雇用・希望づくりの各分野学識者より助言を求める。 								



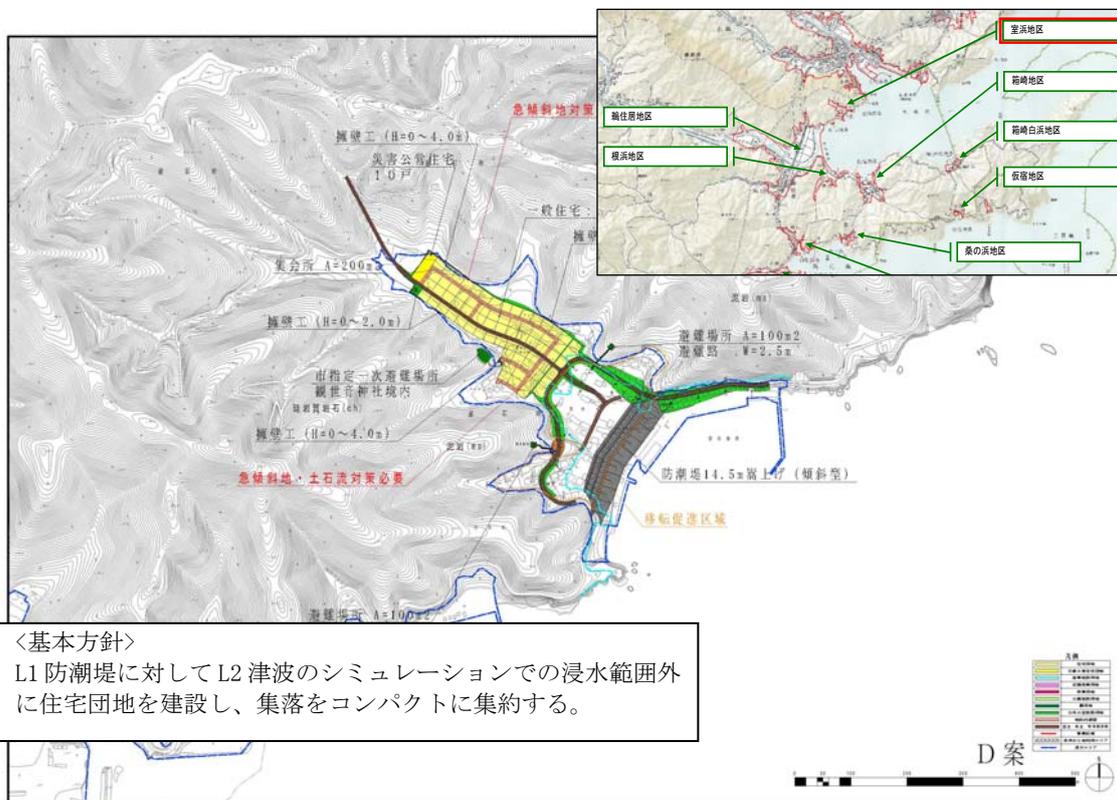
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(3/46)

4. (1) 地区別復興方針(1)		室浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に室浜漁港があり、その後背地は点在した集落地となっている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡高)：11.6m 全壊：82件、大規模半壊：2件、半壊：1件、一部損壊：0件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	漁港へのアクセスを考慮しつつ、防災や減災に十分な配慮をした住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無 (現行嵩上げ) <input type="radio"/> 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波：L1) <input type="radio"/> 整備主体：釜石市 <input type="radio"/> 河川堤防の考え方：－ <input type="radio"/> 二線堤の考え方：－		
市街地の整備方針	基本的方針	L1 防潮堤に対して L2 津波のシミュレーションでの浸水範囲外に住宅団地を建設し、集落をコンパクトに集約する。	
	現位置整備地区の方針	－	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先：室浜地区の内陸部 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：水産関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	移転住宅団地内に室浜公民館を移設する。 災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	住宅団地整備に伴う県道(吉里吉里釜石線)の切廻し。	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業：H24 年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の 1 次避難場所は、観世音神社境内の 1 箇所である。このため、今次津波浸水域外に 2 箇所避難場所を新設予定である。なお、室浜公民館は、今次津波浸水域外に移転予定。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内及び現位置再建区域内の住民、土地所有者との合意形成 防災集団移転促進事業による移転対象者と自己再建者との補償の違い		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
防潮堤を原形復旧に止める代わりに、今回の全被災エリアを移転促進区域と定めて全戸を高台へ移転させる案を検討した。	高台移転案と比較した結果、事業費、事業期間ともに大幅に優位であることを確認。また、地元住民の「元の土地に戻りたい」という意向もあり本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(4/46)

(5)地区別構想図

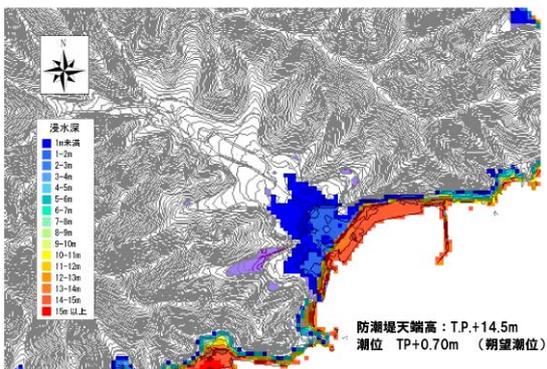


〈基本方針〉
L1防潮堤に対してL2津波のシミュレーションでの浸水範囲外に住宅団地を建設し、集落をコンパクトに集約する。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

室浜漁港
津波条件：今次津波
堤防高：計画堤防高 (T.P. +14.5m)
潮位：T.P. +0.70m (朔望平均潮位)



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

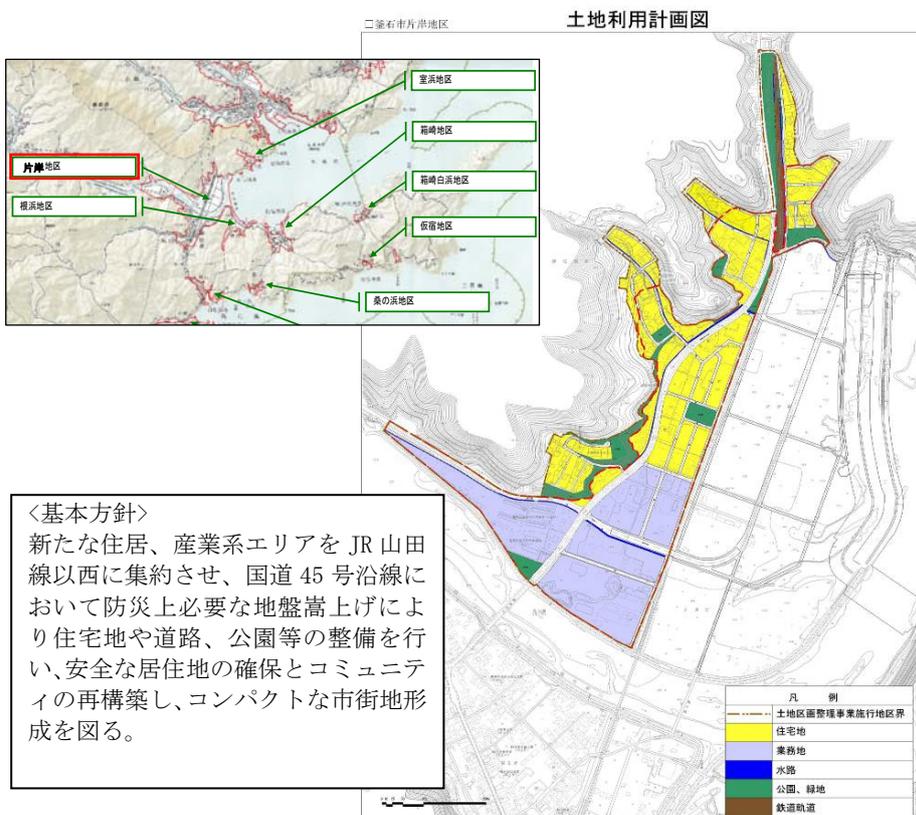
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(5/46)

4. (2) 地区別復興方針(2)		片岸地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	鵜住居川河口部に位置し、地区の南北方向に国道45号及びJR山田線が通っている。片岸地域はJR山田線以東に広大な農用地があり、住宅は国道より西側に集約している。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：10.5m 全壊：931件、大規模半壊：87件、半壊：32件、一部損壊：19件(H23.6.20) (鵜住居地区含む)		
復興方針策定上留意すべき特徴	人口の増加に伴い無秩序に市街化したことから、地域内外との交通網の整理と住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 		
市街地の整備方針	基本的方針	新たな住居、産業系エリアをJR山田線以西に集約させ、国道45号沿線において防災上必要な地盤嵩上げにより住宅地や道路、公園等の整備を行い、安全な居住地の確保とコミュニティの再構築し、コンパクトな市街地形成を図る。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有 範囲：JR山田線と国道45号に挟まれた区域 高さの考え方：雨水排水流末部を地盤沈下前相当まで嵩上げするとともに、自然流下により集水できるよう、必要最小限の盛土造成を行う。 土地利用の変更：L1防潮堤の整備に対してL2津波のシミュレーションによる浸水エリアを産業・公園系の土地利用を想定 整備手法：土地区画整理事業	
	移転区域の方針	－	
	土地利用規制の方針	－	
	公共公益施設の方針	施行地区内に適宜街区公園を設ける。	
	その他特記すべき方針	国道45号沿いには比較的大きな街区を配置することにより、産業系施設の誘致を促進する。	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催 →土地区画整理事業：H24年度内事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	土地区画整理事業施行区域内の住民との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
地区西側の山林を造成する高台移転案を検討した。	L1対応の防潮堤を整備した場合のL2津波シミュレーションによる浸水域はJR山田線以東となり、JR山田線以西の住宅用地まで浸水しないため。		

釜石市 調査総括表(6/46)

(5)地区別構想図

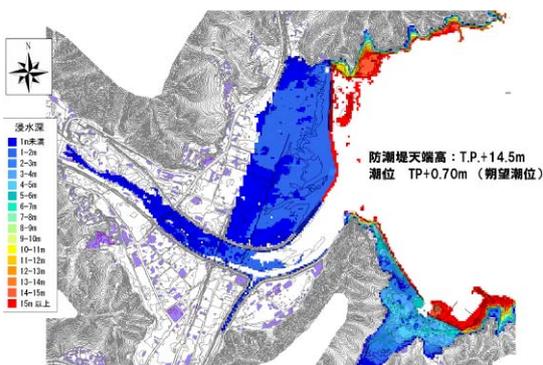


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

市街地整備後

片岸海岸
 津波条件：今次津波
 堤防高：計画堤防高 (T.P. +14.5m)
 潮位：T.P. +0.70m (朔望平均満潮位)



市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

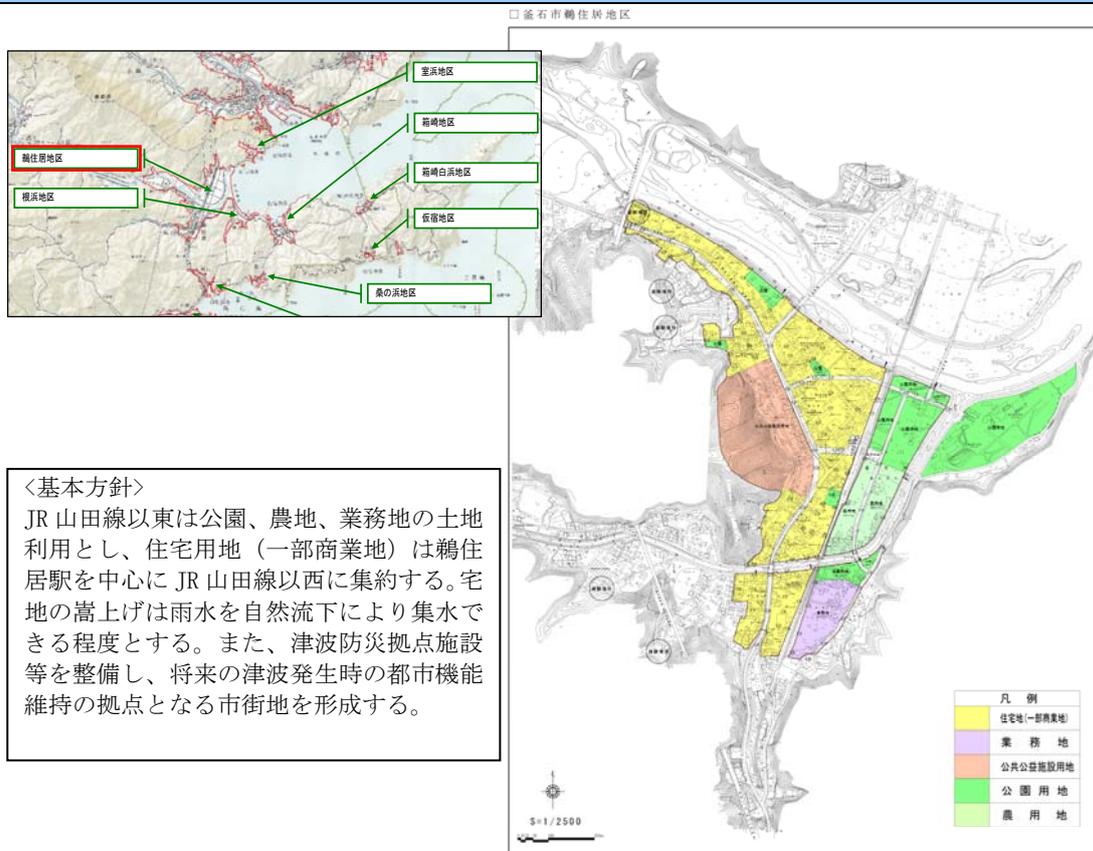
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(7/46)

4. (3) 地区別復興方針(3)		鵜住居地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	鵜住居川河口部に位置し、地区の南北方向に国道45号及びJR山田線が通っている。鵜住居地域の住宅は、JR山田線以西に鵜住居川上流部に向かって広がっている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：10.5m 全壊：931件、大規模半壊：87件、半壊：32件、一部損壊：19件(H23.6.20) (片岸地区含む)		
復興方針策定上留意すべき特徴	人口の増加に伴い無秩序に市街化したことから、地域内外との交通網の整理と住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 		
市街地の整備方針	基本的方針	JR山田線以東は公園、農地、業務地の土地利用とし、住宅用地(一部商業地)は鵜住居駅を中心にJR山田線以西に集約する。宅地の嵩上げは雨水を自然流下により集水できる程度とする。また、津波防災拠点施設等を整備し、将来の津波発生時の都市機能維持の拠点となる市街地を形成する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有 範囲：JR山田線以西の区域 高さの考え方：雨水排水流末部を地盤沈下前相当まで嵩上げするとともに、自然流下により集水できるよう、必要最小限の盛土造成を行う 土地利用の変更：JR山田線以西は公園用地、農用地、業務用地とする 整備手法：土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業	
	移転区域の方針	－	
	土地利用規制の方針	－	
	公共公益施設の方針	釜石東中学校、鵜住居小学校は地区内外を含め安全な場所へ移転予定。 鵜住居公民館、鵜住居幼稚園、鵜住居消防出張所は今次津波の浸水区域外の鵜住居駅周辺の高台へ移転予定。	
	その他特記すべき方針	国道45号沿いには比較的大きな街区を配置することにより、ロードサイド型店舗の誘致を促進する。	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催 →土地区画整理事業：H24年度内事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	土地区画整理事業施行区域内の住民との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
JR鵜住居駅の駅舎移設を加味した土地利用および街区パターンを検討した。	都市機能の早期回復のため、JR山田線の復旧スピードも考慮した整備案を優先とした。		

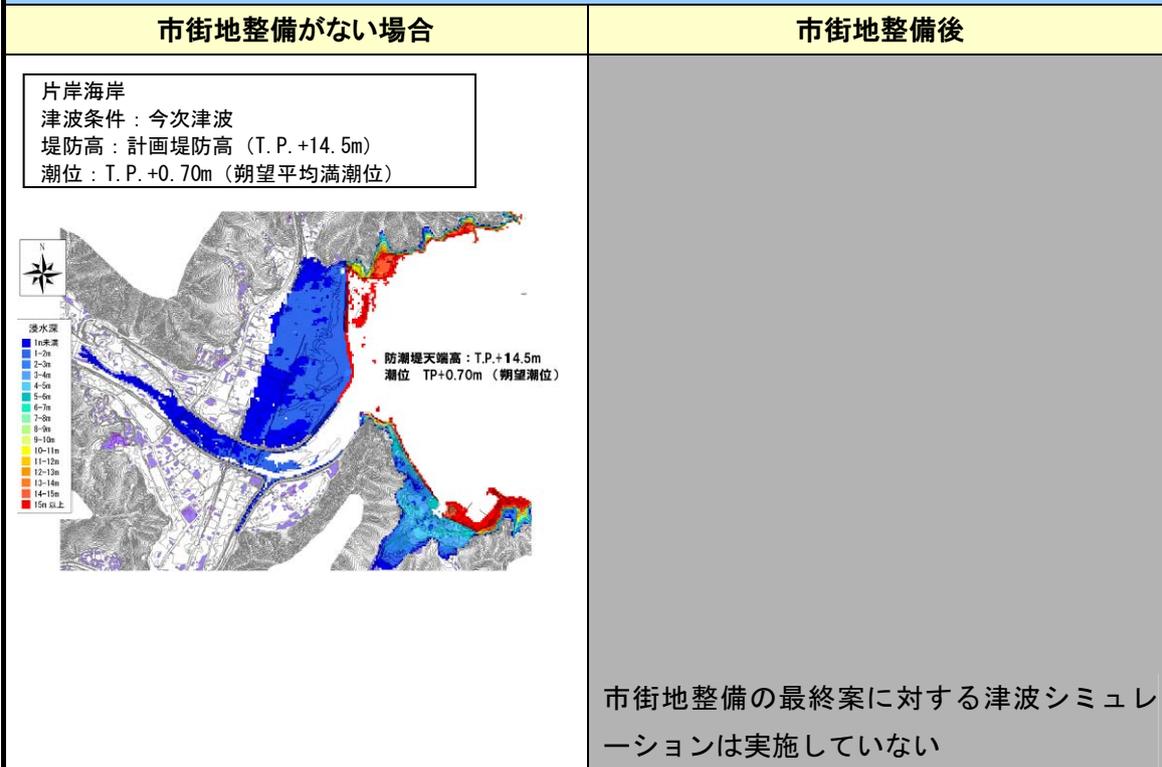
釜石市 調査総括表(8/46)

(5)地区別構想図



〈基本方針〉
JR 山田線以東は公園、農地、業務地の土地利用とし、住宅用地（一部商業地）は鶴住居駅を中心に JR 山田線以西に集約する。宅地の嵩上げは雨水を自然流下により集水できる程度とする。また、津波防災拠点施設等を整備し、将来の津波発生時の都市機能維持の拠点となる市街地を形成する。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))



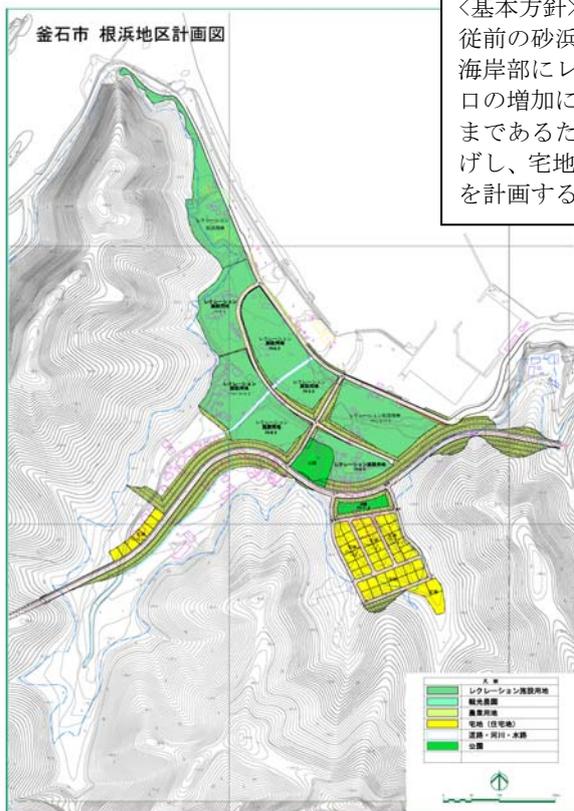
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(9/46)

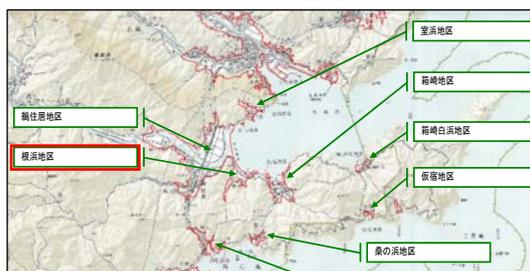
4. (4) 地区別復興方針(4)		根浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に根浜海岸海水浴場や根浜キャンプ場などがあり、ヨット、シーカヤック、ウインドサーフィン等のマリンスポーツが楽しめる観光地であった。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値): 12.5m 全壊: 74件、大規模半壊: 1件、半壊: 0件、一部損壊: 4件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	多様な海浜レクリエーションの振興を支援するための施設を整備することによって観光リゾート地としての再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行のまま) ○ 堤防高 (T.P.+5.6m) (想定津波:-) ○ 整備主体: 岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: - 		
市街地の整備方針	基本的方針	従前の砂浜を復旧させるため、防潮堤高は現行のままとする。海岸部にレクリエーション施設用地を設け、観光による交流人口の増加による産業の活性化を図る。防潮堤の高さが現行のままであるため、L1、L2津波による浸水深以上に住宅地を嵩上げし、宅地の整備に併せて新設市道(鶴住居2号線)の線形等を計画する。	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: 原形復旧の防潮堤に対してL1、L2津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先: 根浜地区内陸部 整備手法: 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法: 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針: レクリエーション関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	移転住宅団地内に根浜集会所を移設する。 災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	海岸部は、レクリエーション施設用地を設定し、観光などの産業拠点として活用を促進する。	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業: H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
防潮堤(14.5m)整備の上、土地区画整理事業による地区全体の嵩上げ案を検討した。	震災前同様、海の観光拠点として復興していきたいという市の方針と住民の要望から、本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(10/46)

(5)地区別構想図



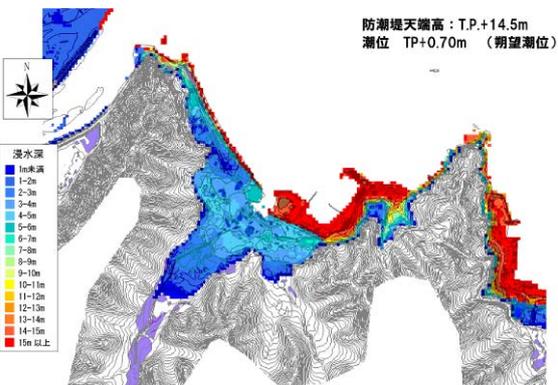
〈基本方針〉
 従前の砂浜を復旧させるため、防潮堤高は現行のままとする。海岸部にレクリエーション施設用地を設け、観光による交流人口の増加による産業の活性化を図る。防潮堤の高さが現行のままであるため、L1、L2 津波による浸水深以上に住宅地を嵩上げし、宅地の整備に併せて新設市道（鶴住居2号線）の線形等を計画する。



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

根浜海岸
 津波条件：今次津波
 堤防高：現況堤防高 (T.P.+5.6m)
 潮位：T.P.+0.70m (朔望平均満潮位)



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(11/46)

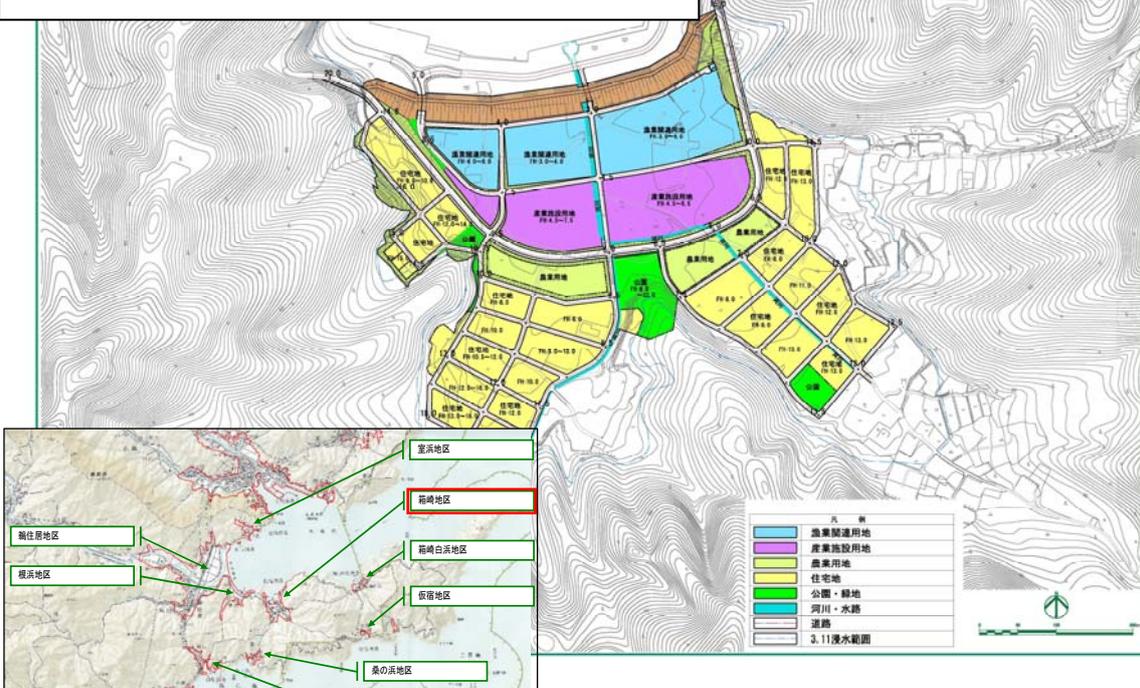
4. (5) 地区別復興方針(5) 箱崎地区		
(1) 地区の概況		
面積(ha)	都市計画 都計内、用途地域外 役場・支所等 含まない	
土地利用(被災前)概況	海岸部に箱崎漁港があり、その後背地は集落地となっており、地区内には農地が点在している。	
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 11.3m 全壊 : 208 件、大規模半壊 : 13 件、半壊 : 14 件、一部損壊 : 3 件(H23. 6. 20)	
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。	
(2) 地区の整備方針		
復興のパターン	B-②	
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無 (現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P. +14.5m) (想定津波 : L1) ○ 整備主体 : 岩手県 ○ 河川堤防の考え方 : - ○ 二線堤の考え方 : - 	
市街地の整備方針	基本的方針	地区の内陸部に移転先の住宅団地を建設し、L1 防潮堤整備により浸水しない区域は、現位置による自主再建を行い、集落を内陸部にコンパクトに集約する。
	現位置整備地区の方針	—
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 : L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先 : 箱崎地区内陸部 整備手法 : 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法 : 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針 : 漁業関連の産業施設用地等を想定
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限
	公共公益施設の方針	移転住宅団地内に集会所を設置する。 災害公営住宅を整備する。 箱崎児童館は、今次津波の浸水区域外へ移設する。
	その他特記すべき方針	—
	整備スケジュール	H23. 9~H24. 2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業 : H24 年度上半期事業計画大臣同意予定
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜 1 次避難場所を設ける。	
(3) 実現に向けての課題		
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者との合意形成	
(4) 比較した代替案		
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由	
防潮堤 (14.5m) 整備の上、土地区画整理事業による地区全体の嵩上げ案を検討。	L1 防潮堤に対して L2 津波シミュレーションによる浸水区域および浸水深が大きいため、市道から山側を嵩上げし住居用地を集約化する本案を採用した。	

釜石市 調査総括表(12/46)

(5)地区別構想図

〈基本方針〉

地区の内陸部に移転先の住宅団地を建設し、L1 防潮堤整備により浸水しない区域は、現位置による自主再建を行い、集落を内陸部にコンパクトに集約する。

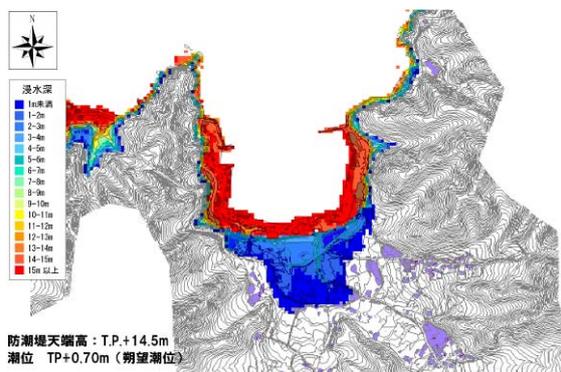


(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

市街地整備後

箱崎漁港
津波条件：今次津波
堤防高：計画堤防高 (T.P. +14.5m)
潮位：T.P. +0.70m (朔望平均満潮位)



市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(13/46)

4. (6) 地区別復興方針(6)		箱崎白浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に白浜漁港があり、その後背地は斜面沿いに集落が形成されている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値): 15.1m 全壊: 52件、大規模半壊: 6件、半壊: 7件、一部損壊: 1件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波:L1) ○ 整備主体: 岩手県 ○ 河川堤防の考え方: ー ○ 二線堤の考え方: ー 		
市街地の整備方針	基本的方針	災害公営住宅建設予定地の白浜小学校周辺及び地区東側に複数の住宅団地を地区内集落毎に整備する。住宅地を地区内集落毎に集約することにより従前コミュニティの維持を図る。	
	現位置整備地区の方針	ー	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: L1 防潮堤の整備に対してL2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先: 箱崎白浜地区内陸部高台 整備手法: 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法: 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針: 漁業関連の産業施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	ー	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催、市計画案で基本的に合意 →防災集団移転促進事業: H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
高台に造成する住宅団地の位置について複数案検討。	高台を希望する地元の意向と切土量、浸水しない地区内道路等の比較検討から、地区内道路沿いで集落の形成を図れる本案を採用した。		

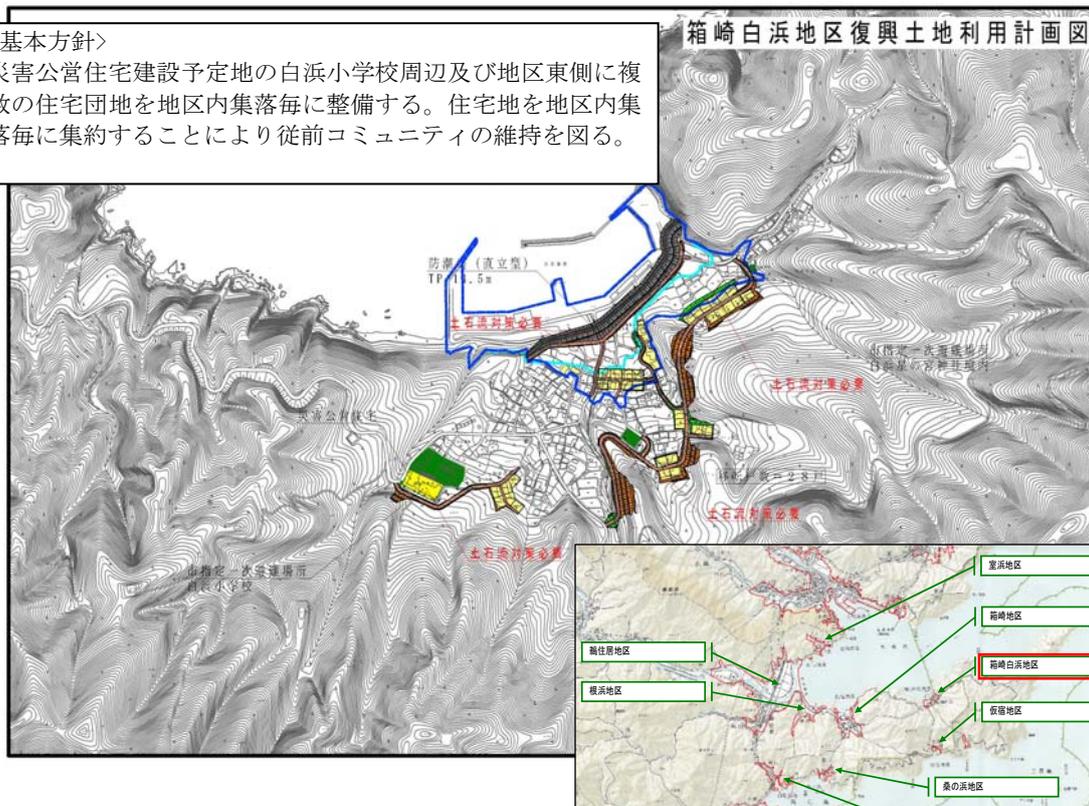
釜石市 調査総括表(14/46)

(5)地区別構想図

〈基本方針〉

災害公営住宅建設予定地の白浜小学校周辺及び地区東側に複数の住宅団地を地区内集落毎に整備する。住宅地を地区内集落毎に集約することにより従前コミュニティの維持を図る。

箱崎白浜地区復興土地利用計画図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

白浜漁港
津波条件：今次津波
堤防高：計画堤防高 (T. P. +14.5m)
潮位：T. P. +0.70m (朔望平均満潮位)



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

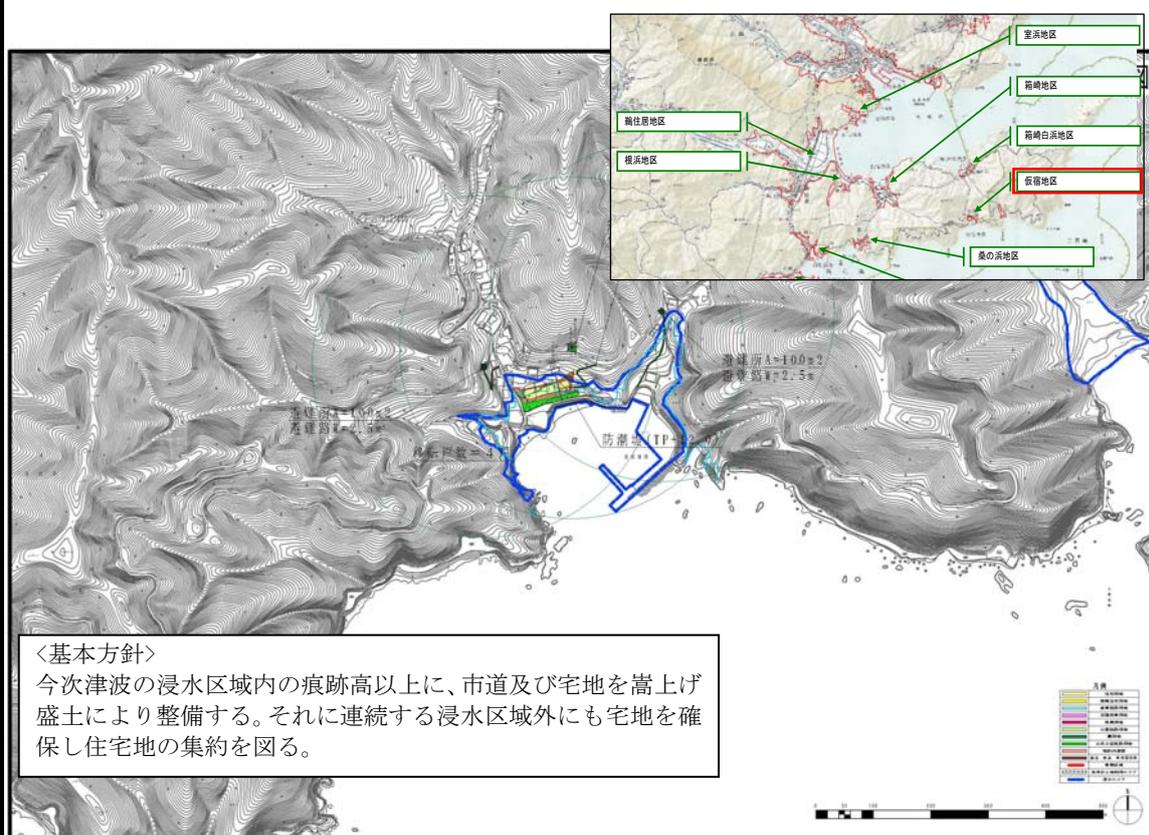
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(15/46)

4. (7) 地区別復興方針(7)		仮宿地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に仮宿漁港があり、その後背地は急峻な集落地となっている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：21.1m 全壊：11件、大規模半壊：1件、半壊：1件、一部損壊：0件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P. +12.0m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：釜石市 ○ 河川堤防の考え方：- ○ 二線堤の考え方：- 		
市街地の整備方針	基本的方針	今次津波の浸水区域内の痕跡高以上に、市道及び宅地を嵩上げ盛土により整備する。それに連続する浸水区域外にも宅地を確保し住宅地の集約を図る。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有 土地利用の変更：無 整備手法：漁業集落防災機能強化事業	
	移転区域の方針	-	
	土地利用規制の方針	-	
	公共公益施設の方針	-	
	その他特記すべき方針	-	
	整備スケジュール	H23.9～H23.2 地元説明会を継続して開催、市計画案で基本的に合意 →漁業集落防災機能強化事業：H24年度上半期事業計画長官同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の一時避難場所は仮宿高台の1箇所である。このため、今回の津波浸水区域外に2箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	土地所有者との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案		上記構想案採用に至った理由	
今次津波の浸水エリア外に宅地造成し移転させる案を検討した。		今後もできるだけ漁場の近くに住み続けたいという地元の意向により本案を採用した。	

釜石市 調査総括表(16/46)

(5)地区別構想図

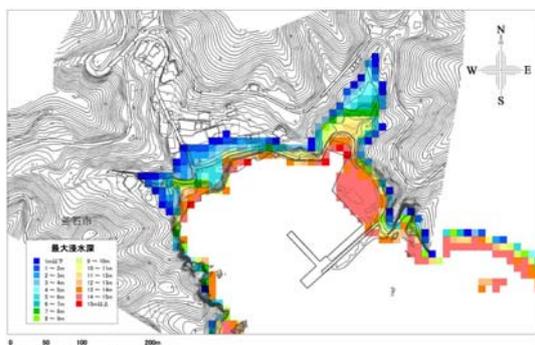


〈基本方針〉
 今次津波の浸水区域内の痕跡高以上に、市道及び宅地を嵩上げ盛土により整備する。それに連続する浸水区域外にも宅地を確保し住宅地の集約を図る。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

仮宿漁港
 津波条件：今次津波
 堤防高：現堤防高 (T.P. +12.0m)
 潮位：T.P. -0.40m (震災時潮位)



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

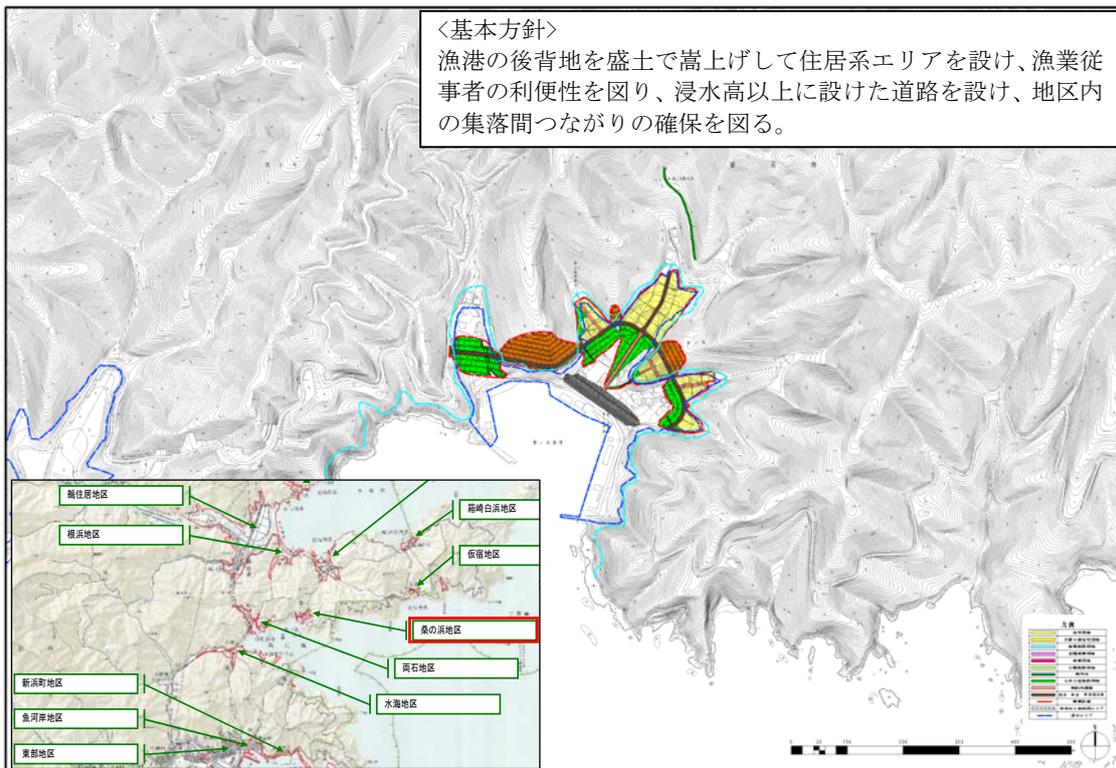
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(17/46)

4. (8) 地区別復興方針(8)		桑ノ浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域外 役場・支所等 含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に桑ノ浜漁港があり、その後背地は斜面沿いに集落が形成されている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 20.7m 全壊 : 43 件、大規模半壊 : 5 件、半壊 : 1 件、一部損壊 : 0 件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P. +12.0m) (想定津波 : L1) ○ 整備主体 : 釜石市 ○ 河川堤防の考え方 : - ○ 二線堤の考え方 : - 		
市街地の整備方針	基本的方針	漁港の後背地を盛土で嵩上げて住宅団地を整備し、浸水高以上に設けた道路により漁業従事者の利便性を図り、地区内の集落間つながりの確保を図る。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 : L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先 : 桑ノ浜地区内陸部 整備手法 : 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法 : 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針 : 漁業関連の産業施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	住宅団地内に集会所及び災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	今次津波の浸水高以上に、地域内の集落間移動が可能な道路を整備する。	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業 : H24 年度上半期事業計画長官同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜 1 次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民及び土地所有者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
地区内の山林を造成し、高台移転住宅団地の位置について複数案を検討。	整備コスト、工期の比較検討の結果、本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(18/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>桑ノ浜漁港 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T.P. +12.0m) 潮位：T.P. -0.40m (震災時潮位)</p> </div>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

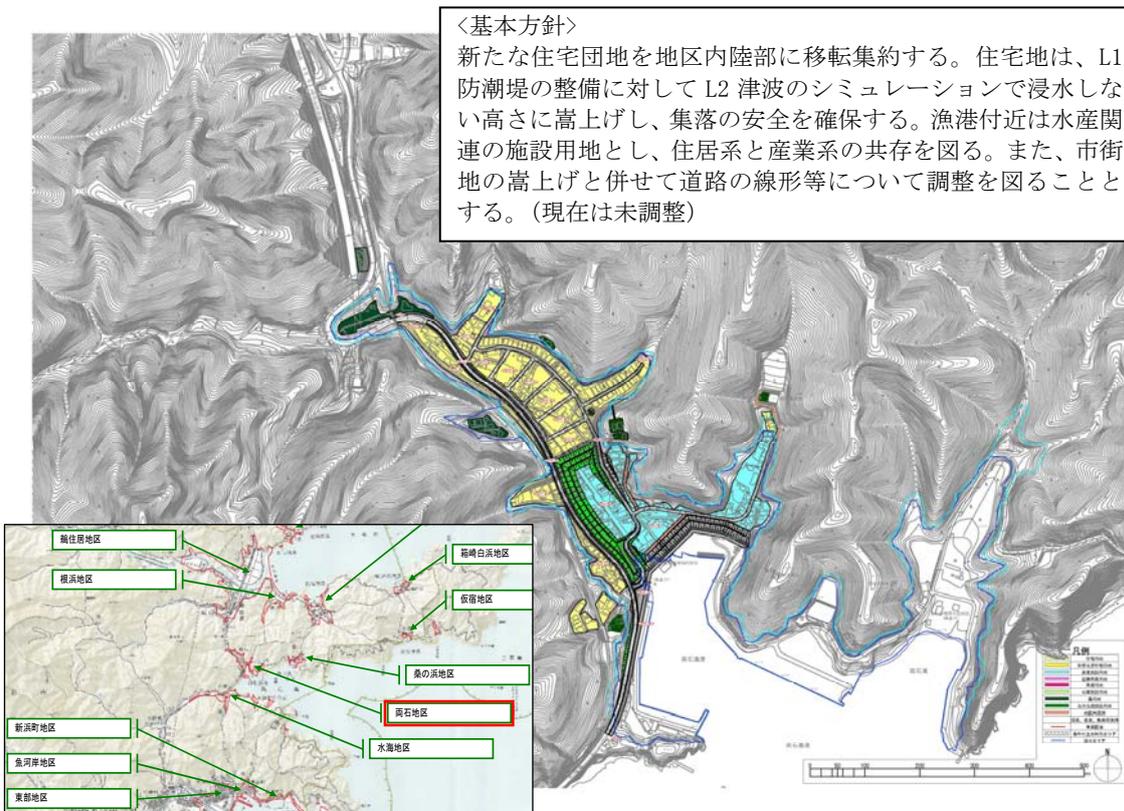
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(19/46)

4. (9) 地区別復興方針(9)		両石地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に両石漁港があり、その後背地は緩やかな斜面状に集落が形成されている。国道45号沿いには商店や事務所など商業・業務系の用途も見られる。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 21.2m 全壊 : 231件、大規模半壊 : 3件、半壊 : 0件、一部損壊 : 1件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備と水産業再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+12.0m) (想定津波:L1) ○ 整備主体:岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: - 		
市街地の整備方針	基本的方針	新たな住宅団地を地区内陸部に移転集約する。住宅地は、L1防潮堤の整備に対してL2津波のシミュレーションで浸水しない高さに嵩上げし、集落の安全を確保する。漁港付近は水産関連の施設用地とし、住居系と産業系の共存を図る。また、市街地の嵩上げと併せて道路の線形等について調整を図ることとする。(現在は未調整)	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方:L1防潮堤の整備に対してL2津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先:両石地区内陸部盛土造成地 整備手法:防災集団移転促進事業 移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針:漁業関連の産業施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	住宅団地内に集会所及び災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	-	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業:H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の1次避難場所は4箇所ある。今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民及び土地所有者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住居地域の高台移転案、土地利用計画など複数案を検討。	整備コスト、工期の比較検討の結果、大規模な切土造成を行わずに、土地利用面積を確保できる本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(20/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 両石漁港 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T.P.+12.0m) 潮位：T.P.-0.40m (震災時潮位) </div>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

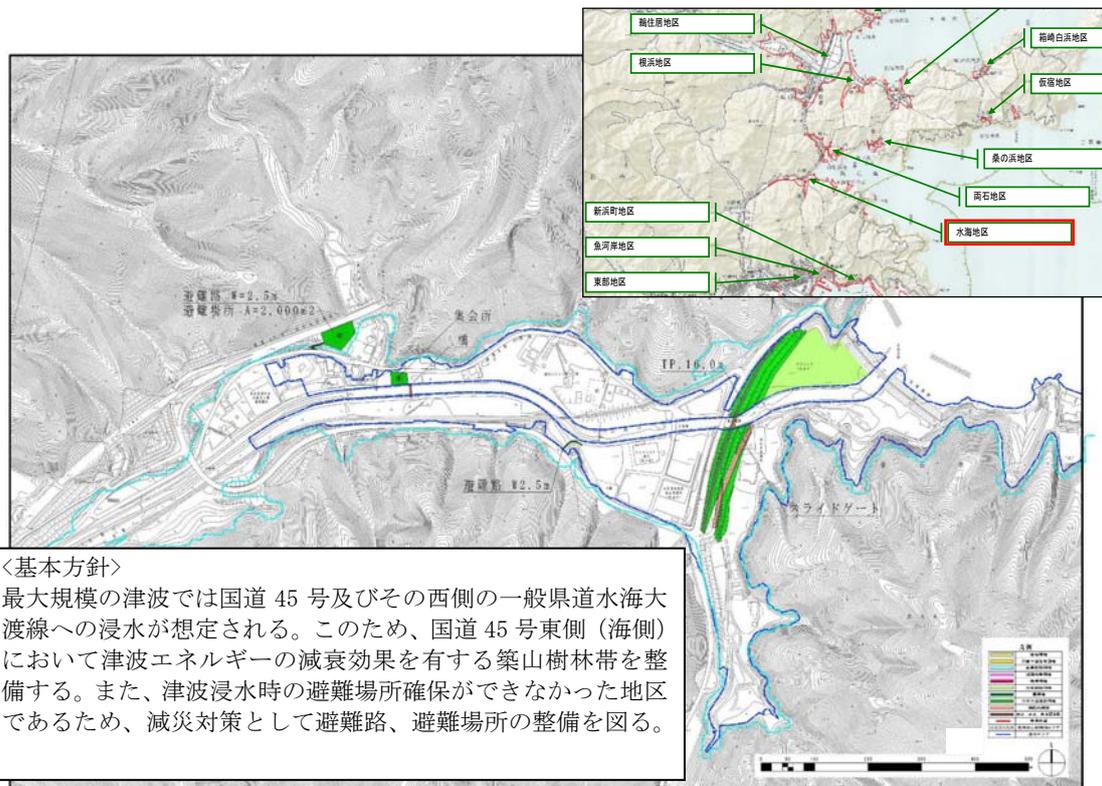
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(21/46)

4. (10) 地区別復興方針(10)		水海地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部及び水海川に沿って工場が並んでおり、主に産業系の土地利用がなされている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 22.6m 全壊 : 12 件、大規模半壊 : 5 件、半壊 : 8 件、一部損壊 : 1 件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備と産業再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-①		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (12.0m) (想定津波:L1) ○ 整備主体:岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方:津波防災緑地となるマウンド状の公園を整備。 		
市街地の整備方針	基本的方針	最大規模の津波では国道45号及びその西側の一般県道水海大渡線への浸水が想定される。このため、国道45号東側(海側)において津波エネルギーの減衰効果を有する築山樹林帯を整備する。また、津波浸水時の避難場所確保ができなかった地区であるため、減災対策として避難路、避難場所の整備を図る。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	—	
	土地利用規制の方針	—	
	公共公益施設の方針	集会所を整備する。	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	国道との調整		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
浸水区域外への移転案を検討した。	地権者は既に現地再建を果たしており、今後再度、住宅・工場用地に対する整備を行うことは好ましくないと判断したため本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(22/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>水海海岸 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高（T.P.+12.0m） 潮位：T.P.-0.40m（震災時潮位）</p>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

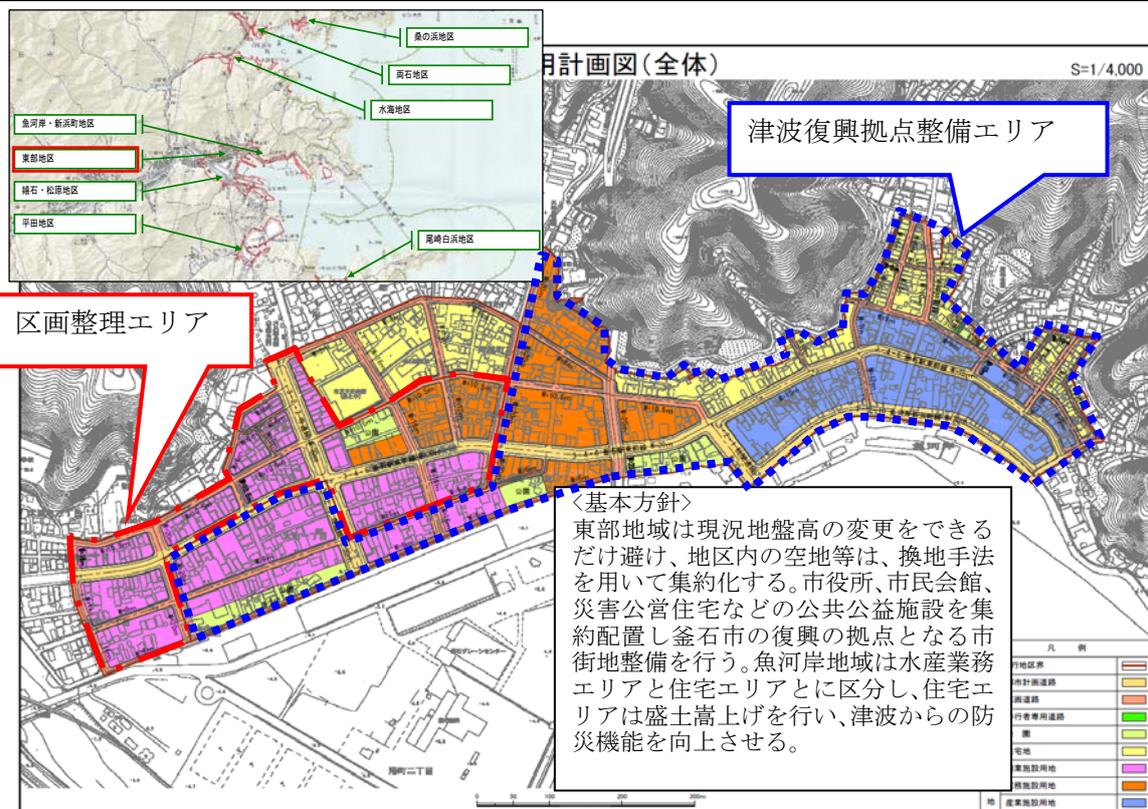
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(23/46)

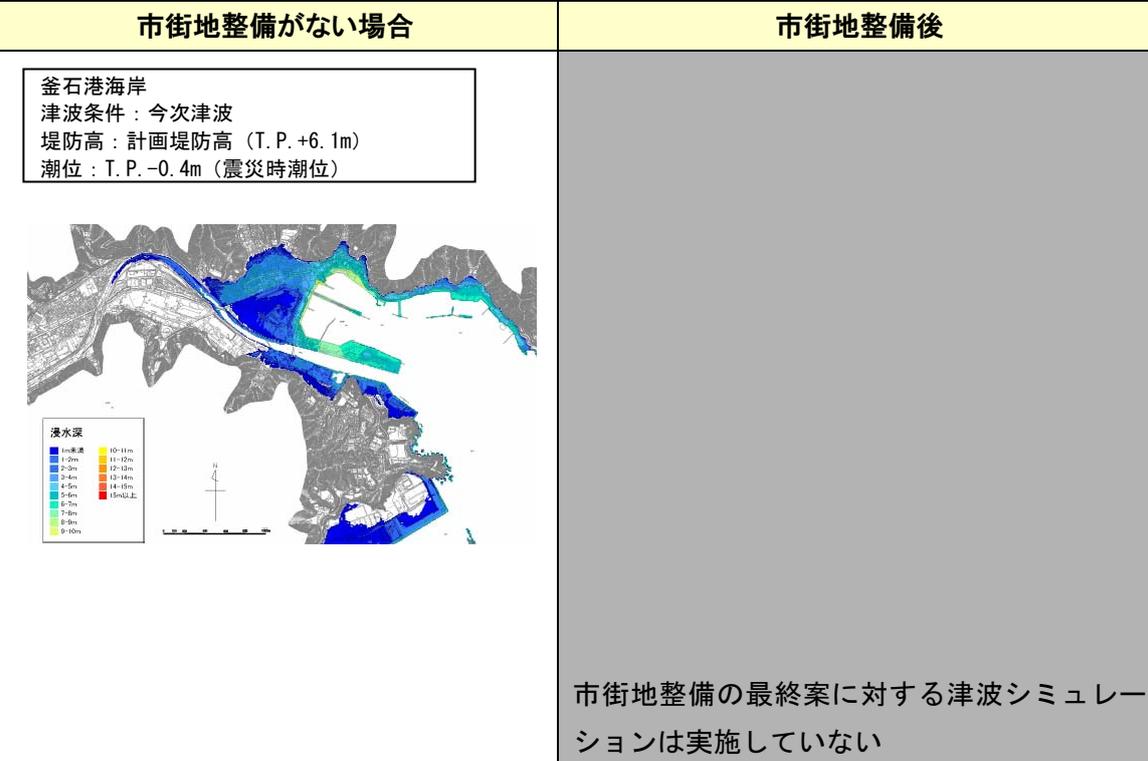
4. (11) 地区別復興方針(11)		東部・魚河岸地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	市役所等の公共施設や商業機能が集約されている地区で、古くから釜石市の政治経済の中心地として位置づけられている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 10.1m 全壊 : 916 件、大規模半壊 : 213 件、半壊 : 175 件、一部損壊 : 111 件(H23. 6. 20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	東部地区は、釜石の中心として繁栄した地区であり、釜石の復興を推進する地区として行政、商業機能の集約・再構築が必要である。また、魚河岸地区は釜石市の水産業、漁業基地として位置付けがなされている地区であり、水産資源を活用した拠点整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ)(釜石湾は別途湾口防波堤を復旧する) ○ 堤防高 (T.P.+6.1m) (想定津波:L1) ○ 整備主体:岩手県 ○ 河川堤防の考え方:ー ○ 二線堤の考え方:津波防災緑地となるマウンド状の公園を整備。 		
市街地の整備方針	基本的方針	東部地域は現況地盤高の変更をできるだけ避け、地区内の空地等は、換地手法を用いて集約化する。市役所、市民会館、災害公営住宅などの公共公益施設を集約配置し釜石市の復興の拠点となる市街地整備を行う。魚河岸地域は水産業務エリアと住宅エリアとに区分し、住宅エリアは盛土嵩上げを行い、津波からの防災機能を向上させる。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土:有 (区画整理事業エリア:津波に対する安全性を確保するため、地盤沈下が起きた宅地を震災前の宅盤高まで嵩上げする。津波復興拠点エリア:有事の際に災害対策本部等になりうる市庁舎等公共公益施設の周辺の道路・宅地をT.P8以上に盛土し、L2クラスの津波の進入を阻止する。) 土地利用の変更:有 整備手法:津波復興拠点整備事業、土地区画整理事業	
	移転区域の方針	ー	
	土地利用規制の方針	建築物の用途及び構造についての制限を検討中	
	公共公益施設の方針	市役所庁舎等の公共施設を集約配置する。 災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	国道45号に沿って2線堤の機能を有するマウンド状の都市公園を整備する。	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →津波復興拠点整備事業、土地区画整理事業:H24年度内事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の1次避難場所や避難場所間の避難路ネットワークの確保を図る。山への避難場所まで距離がある場所については、津波避難タワーの設置を図り1次避難場所の新設を予定する。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	津波復興拠点整備事業エリア、土地区画整理事業エリアの住民との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
全面盛土案、市街地移転案等、複数案について比較検討した。	東部地区には、流出を免れた堅牢施設が多く、全面嵩上げを行うと補償費が高く、事業期間が長くなるため、早期に復興を果たす部分嵩上げ案を採用した。		

釜石市 調査総括表(24/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))



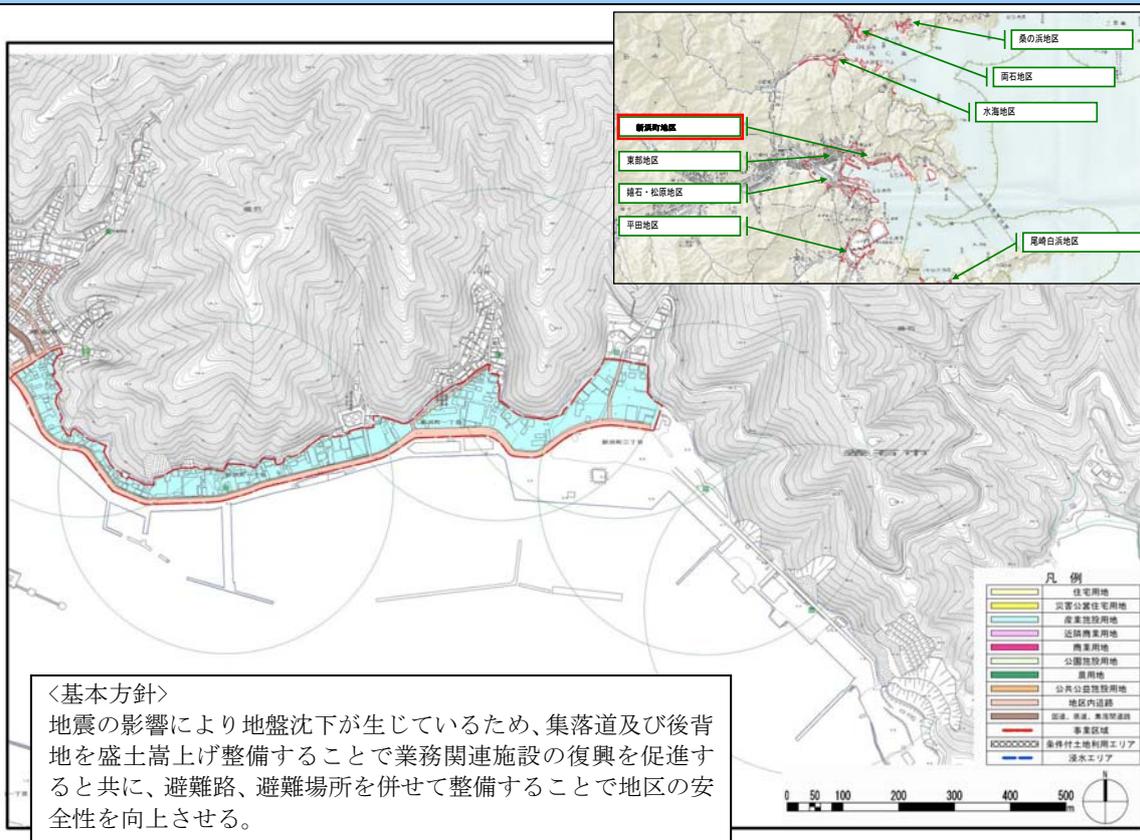
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(25/46)

4. (12) 地区別復興方針(12)		新浜町地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内 役場・支所等 含まない
土地利用(被災前)概況	魚河岸線、新浜町1号線の沿線を中心に産業系の土地利用があり、その後背地(山側)に住居系の土地利用があった。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 10.1m 全壊 : 68 件、大規模半壊 : 17 件、半壊 : 4 件、一部損壊 : 2 件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備と産業再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-② (新浜町地区)		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ)(釜石湾は別途湾口防波堤を復旧する) ○ 堤防高 (T.P.+6.1m) (想定津波:L1) ○ 整備主体:岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: - 		
市街地の整備方針	基本的方針	地震の影響により地盤沈下が生じているため、集落道及び後背地を盛土嵩上げ整備することで業務関連施設の復興を促進すると共に、避難路、避難場所を併せて整備することで地区の安全性を向上させる。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土:有 範囲:魚河岸線、新浜町1号線を含む地盤沈下が生じた宅地 高さの考え方:被災前の現況高 土地利用の変更:無 整備手法:漁業集落防災機能強化事業	
	移転区域の方針	—	
	土地利用規制の方針	—	
	公共公益施設の方針	—	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →漁業集落防災機能強化事業:H24年度上半期事業計画長官同意予定	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設け、避難路のネットワーク化を図る。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	嵩上げ盛土範囲の住民の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
非可住区域にすることを検討。	住民合意を得るのが不可能であると判断したため。		

釜石市 調査総括表(26/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>釜石港海岸 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T.P. +6.1m) 潮位：T.P. -0.4m (震災時潮位)</p>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(27/46)

4. (13) 地区別復興方針(13)		嬉石・松原地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	甲子川沿いに釜石警察署、運転免許センターがあり、国道45号、283号沿いには商業系の土地利用であった。国道より山側は密集住宅市街地整備促進事業により宅地整備がなされており、市営のコミュニティ住宅も6棟ある。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：10.1m 全壊：243件、大規模半壊：35件、半壊：22件、一部損壊：1件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	中心市街地に近接している地区であり、被災前から住宅地が形成されていることから、今後も、防災や減災に十分配慮をしつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ)(釜石湾は別途湾口防波堤を復旧する) ○ 堤防高 (T.P.+6.1m) (想定津波:L1) ○ 整備主体：釜石市 ○ 河川堤防の考え方：- ○ 二線堤の考え方：- 		
市街地の整備方針	基本的方針	L1防潮堤の整備においてもL2津波による浸水が想定される、国道45号及び国道283号沿線は商業系エリアとし、甲子川沿いは公園、産業系の土地利用を行う。国道45号より山側の住宅地については、L2による津波シミュレーションによる浸水深を勘案して地盤嵩上げを行い従前と同様な住居系エリアとし、嵩上げと併せて道路の線形等について調整を図ることとする。(現在は未調整)。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有 (範囲：国道45号より山側の区域) 高さの考え方：L2津波シミュレーションの浸水深 土地利用の変更：国道45号、283号沿線は商業系を想定、警察署跡地は産業系を想定、甲子川沿いは公園系の土地利用を想定 整備手法：土地区画整理事業	
	移転区域の方針	-	
	土地利用規制の方針	L1防潮堤整備によるL2津波のシミュレーションによる浸水エリアについては、建築物の用途及び構造についての制限を検討中	
	公共公益施設の方針	警察署、運転免許センターは移転予定(現在、釜石市八雲町において仮設庁舎で業務再開) 災害公営住宅を整備する	
	その他特記すべき方針	-	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →土地区画整理事業：H24年度内事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の一時避難場所は松原公園、松原神社境内、市民交流センター広場、白山小学校校庭の4箇所であり、今回の津波浸水域外に1箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	土地区画整理事業施行区域内の住民の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
防災集団移転促進事業による高台移転案を検討。	地元住民から現地再建要望が多く上がったため本案を採用した。		

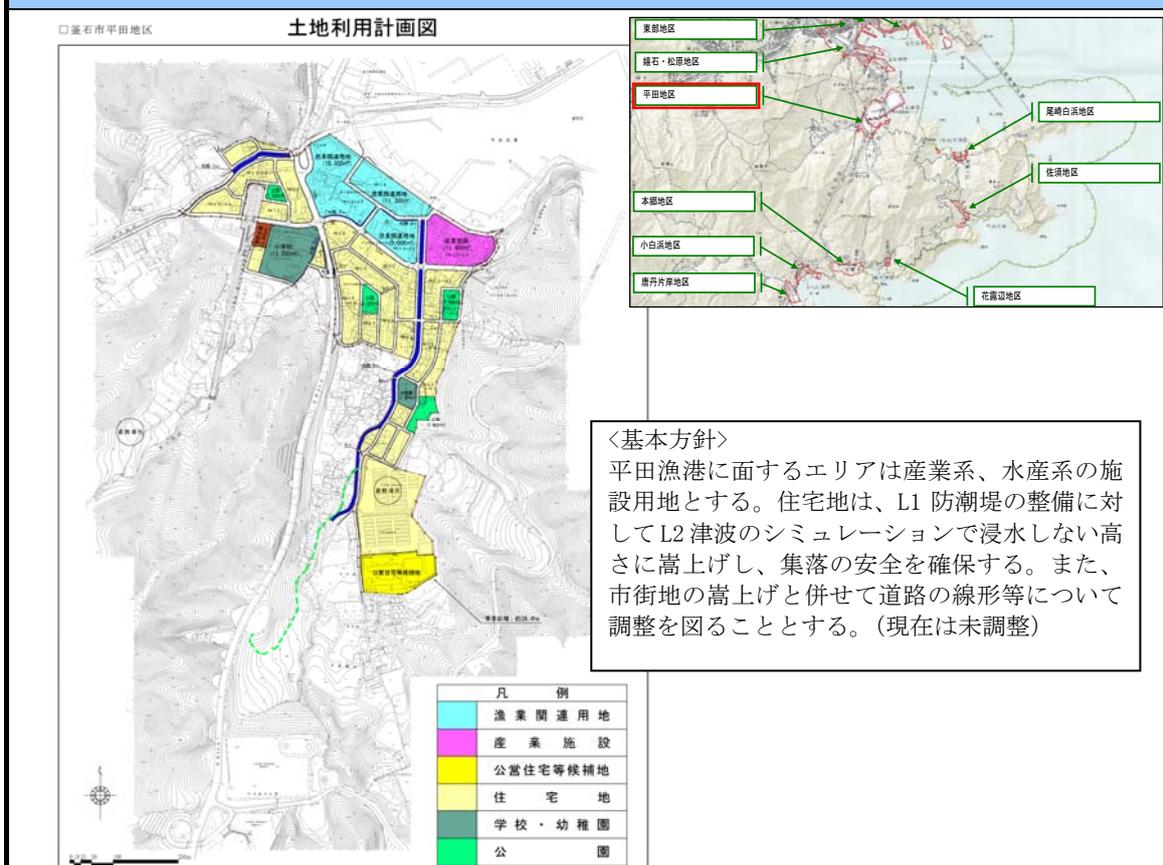
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(29/46)

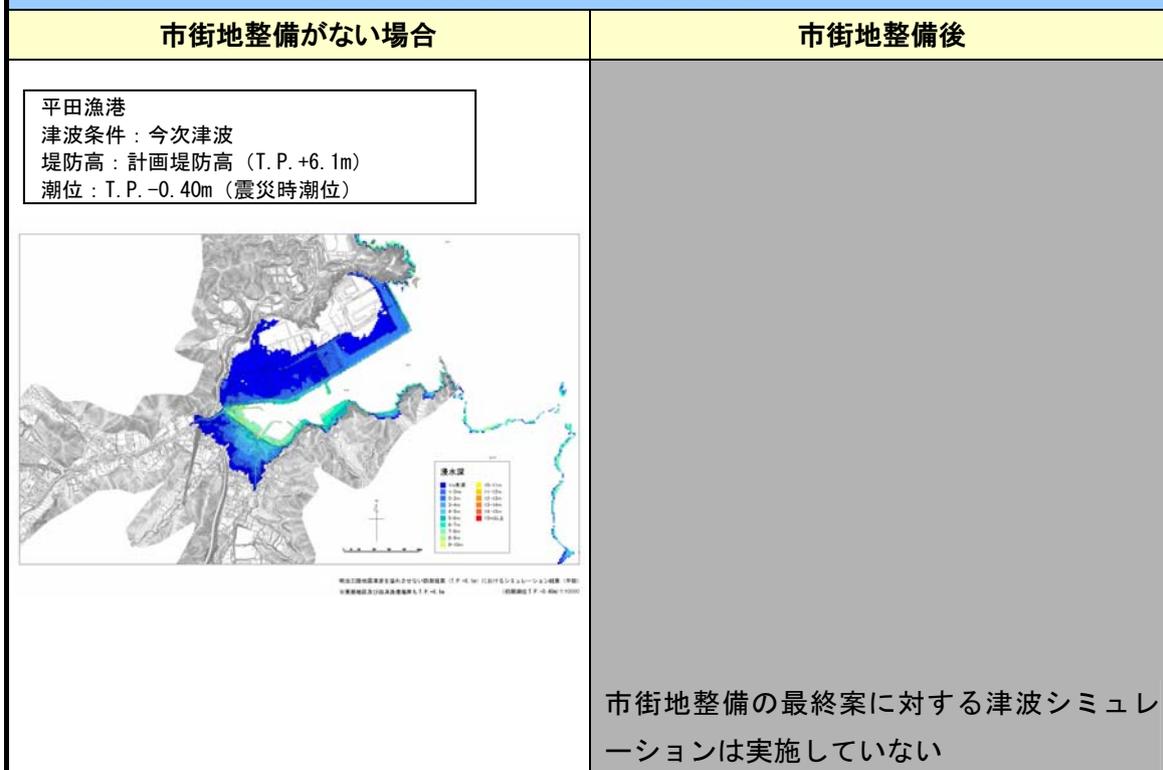
4. (14) 地区別復興方針(14)		平田地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計内、用途地域内
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	平田漁港に面して工業系・水産系の産業施設の土地利用がある。国道45号、県道249号(桜峠平田線)沿いにはコンビニ・スーパー・ガソリンスタンドなど商業施設の土地利用がある。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡高)：10.0m 全壊：170件、大規模半壊：65件、半壊：26件、一部損壊：15件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	工業系、商業系、住宅系が入り混じった土地利用形態となっているため、それぞれの用途で集約し、土地利用の向上を図る必要がある		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ)(釜石湾は別途湾口防波堤を復旧する) ○ 堤防高 (T.P.+6.1m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：釜石市 ○ 河川堤防の考え方：- ○ 二線堤の考え方：- 		
市街地の整備方針	基本的方針	平田漁港に面するエリアは産業系、水産系の施設用地とする。住宅地は、L1防潮堤の整備に対してL2津波のシミュレーションで浸水しない高さに嵩上げし、集落の安全を確保する。また、市街地の嵩上げと併せて道路の線形等について調整を図ることとする。(現在は未調整)	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有 (範囲：県道249号(桜峠平田線)からT.P.+8.0mの現地盤高にすり付くまでの範囲 高さの考え方：津波シミュレーション上、L2津波に対して浸水しない高さ) 土地利用の変更：県道249号(桜峠平田線)より漁港側は水産系・産業系、後背地は住居系の土地利用を行う 整備手法：土地区画整理事業	
	移転区域の方針	-	
	土地利用規制の方針	L1防潮堤整備によるL2津波のシミュレーションによる浸水エリアについては、建築物の用途及び構造についての制限を検討中	
	公共公益施設の方針	平田地区生活応援センターは後背地に移設する。	
	その他特記すべき方針	国道45号沿いは、比較的大きな街区を配置しロードサイド型店舗の誘致を促進する。	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催、市計画案で基本的合意 →土地区画整理事業：H24年度内事業計画大臣同意	
避難計画の考え方	今次津波の浸水区域外に適宜1次避難場所を設ける。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	土地区画整理事業施行区域内の住民の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住宅用地はすべて山側へ換地する区画整理事業を検討。	地元の現地再建の意向、津波に対する安全面の検証の結果、本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(30/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(31/46)

4. (15) 地区別復興方針(15)		尾崎白浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に白浜(釜石)漁港があり、その後背地は集落地となっている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 12.1m 全壊 : 26 件、大規模半壊 : 0 件、半壊 : 1 件、一部損壊 : 3 件(H23. 6. 20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現況高まで復旧)(釜石湾は別途湾口防波堤を復旧する) ○ 堤防高 (T.P. +6.1m) (想定津波 : L1) ○ 整備主体 : 釜石市 ○ 河川堤防の考え方 : ー ○ 二線堤の考え方 : ー 		
市街地の整備方針	基本的方針	L1 防潮堤に対してL2 津波のシミュレーションでの浸水範囲外における畑等の空き地を移転住宅地として選定し、既存住宅地とのコミュニティ維持を図る。	
	現位置整備地区の方針	ー	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 : L1 防潮堤の整備に対してL2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先 : 尾崎白浜内陸部高台 整備手法 : 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法 : 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針 : 水産関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	ー	
	その他特記すべき方針	ー	
	整備スケジュール	H23. 9~H24. 2 地元説明会を継続して開催、市計画案で基本的合意 →防災集団移転促進事業 : H24 年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の1次避難場所は、旧尾崎小学校校庭の1箇所である。このため、今回の津波浸水区域外に2箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民及び土地所有者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
高台移転候補地について複数案で比較検討。	高台造成は工事量の多さから工事の長期化が予想され、早期に住宅再建を望む地元住民との調整から本案を採用した。		

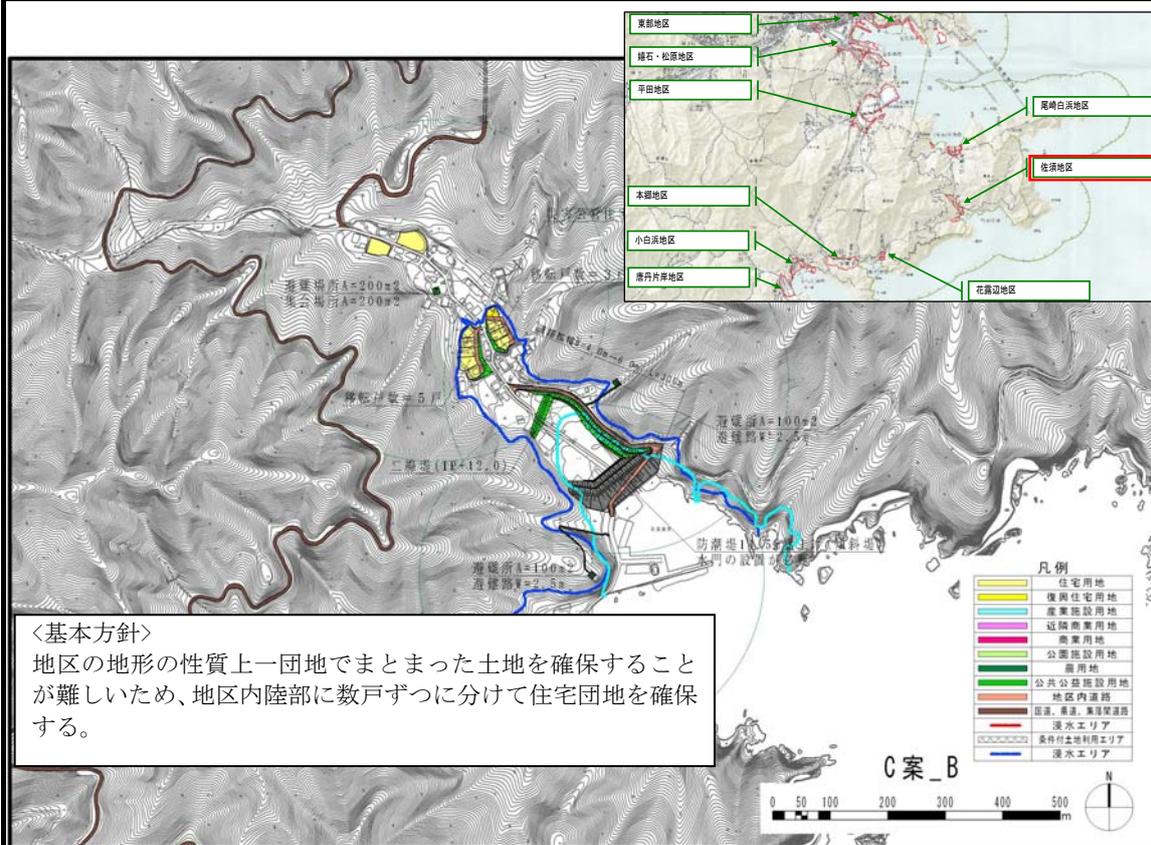
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(33/46)

4. (16) 地区別復興方針(16)		佐須地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都市計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に佐須漁港があり、その後背地は集落地が点在している。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：17.7m 全壊：12件、大規模半壊：2件、半壊：1件、一部損壊：1件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：釜石市 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 		
市街地の整備方針	基本的方針	地区の地形の性質上一団地でまとまった土地を確保することが難しいため、地区内陸部に数戸ずつに分けて住宅団地を確保する。	
	現位置整備地区の方針	－	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：L1 防潮堤の整備に対してL2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先：佐須地区内陸部 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：漁業関連の産業施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	－	
	その他特記すべき方針	－	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催、市計画案で基本的合意 →防災集団移転促進事業：H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の一時避難場所は佐須トンネル付近、佐須神社の2箇所である。佐須川下流部の左岸には避難場所がないため、今次津波の浸水区域外に1箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民及び土地所有者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住宅団地の位置について数箇所を検討。	地元説明会などで住民と適地について協議を行った結果、本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(34/46)

(5)地区別構想図



〈基本方針〉

地区の地形の性質上一団地でまとまった土地を確保することが難しいため、地区内陸部に数戸ずつに分けて住宅団地を確保する。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>佐須漁港 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T. P. +14.5m) 潮位：T. P. -0.40m (震災時潮位)</p>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(35/46)

4. (17) 地区別復興方針(17)		花露辺地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に唐丹漁港があり、その後背地は急傾斜地となっており、集落はその斜面沿いに形成している。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 13.2m 全壊 : 22 件、大規模半壊 : 4 件、半壊 : 6 件、一部損壊 : 1 件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	A-③		
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無 (無し) <input type="radio"/> 堤防高 (m) <input type="radio"/> 整備主体 : - <input type="radio"/> 河川堤防の考え方 : - <input type="radio"/> 二線堤の考え方 : -		
市街地の整備方針	基本的方針	防潮堤の整備は行わず、今次津波の浸水区域内に、避難路としても活用できる漁業集落道を痕跡高以上に嵩上げ盛土により整備する。花露辺漁村センター用地周辺に災害公営住宅及び住宅団地を整備し、移転対象家屋の世帯の入居先とする。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 : 漁業集落道整備後の L1、L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先 : 花露辺漁村センター跡地周辺 (災害公営住宅含む) 整備手法 : 防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業 移転の対象、方法 : 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針 : 水産関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	花露辺漁村センター用地に災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	漁業集落防災機能強化事業により漁業集落道を整備する	
	整備スケジュール	H23.9~12 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業 : H24 年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の 1 次避難場所は花露辺漁村センターの 1 箇所である。このため、今回の津波浸水域外に 1 箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	事業概要について H23.12 に地元と合意		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
自主再建を行った家屋を回避する漁業集落道のルートについて複数案検討した。	3 軒が自主再建を済ませており、漁業集落道の整備を行うに当り移転させるのは適当でないと判断したため本案を採用した。		

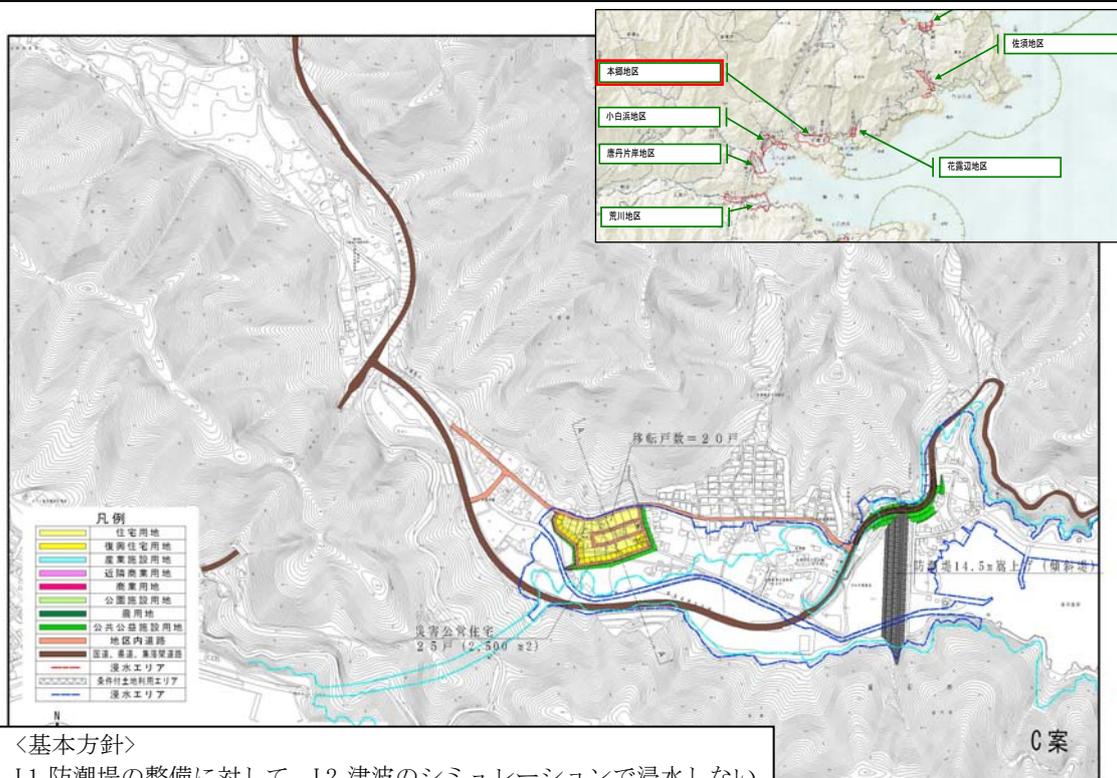
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(37/46)

4. (18) 地区別復興方針(18)		本郷地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都市計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に唐丹漁港(本郷)があり、防潮堤の後背地の低地と昭和三陸津波で高台に造成された住宅地により集落が形成されている。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値): 17.1m 全壊: 49件、大規模半壊: 7件、半壊: 3件、一部損壊: 1件 (H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波:L1) ○ 整備主体: 岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: - 		
市街地の整備方針	基本的方針	L1 防潮堤の整備に対して、L2 津波のシミュレーションで浸水しない高さに盛土造成し住宅団地を整備する。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先: 本郷地区内陸部に設ける盛土造成地 整備手法: 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法: 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針: 公園施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	集会所及び災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業: H24 年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の 1 次避難場所は本郷青年クラブ集会所広場の 1 箇所である。このため、今次津波の浸水区域外に 3 箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者、盛土造成宅地の地権者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案		上記構想案採用に至った理由	
高台移転案、地区内陸側への移転案を検討。		高台移転案は、事業費が高く事業期間が長くなり、また現位置再建を希望する住民も多いことから本案を採用した。	

釜石市 調査総括表(38/46)

(5)地区別構想図



〈基本方針〉
L1 防潮堤の整備に対して、L2 津波のシミュレーションで浸水しない
高さに盛土造成し住宅団地を整備する。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>唐丹漁港 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T.P. +14.5m) 潮位：T.P. -0.40m (震災時潮位)</p>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

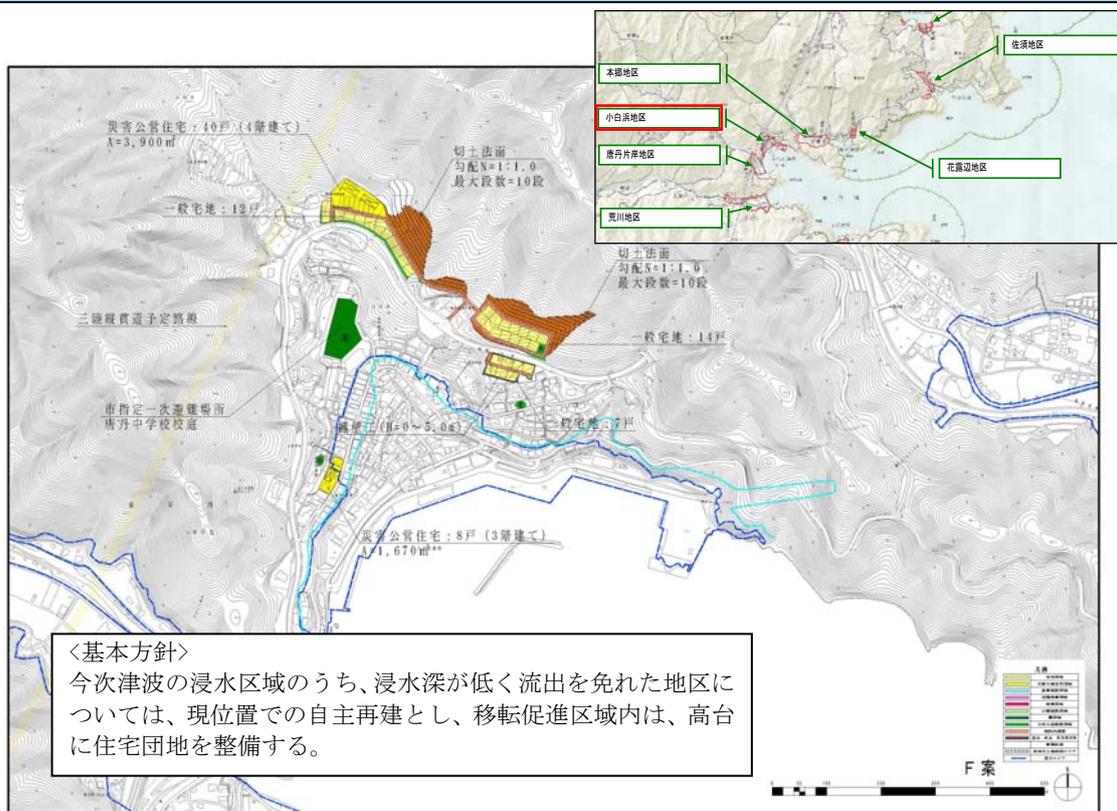
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(39/46)

4. (19) 地区別復興方針(19)		小白浜地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都市計外、用途地域外
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	海岸部に小白浜漁港があり、後背地は急斜面が広がっており、それらに沿って住宅地が形成されている。また、集落の上の高台には唐丹中学校がある。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：19.3m 全壊：82件、大規模半壊：27件、半壊：19件、一部損壊：4件 (H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-①、B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波：L1) ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：－ 		
市街地の整備方針	基本的方針	今次津波の浸水区域のうち、浸水深が低く流出を免れた地区については、現位置での自主再建とし、移転促進区域内は、高台に住宅団地を整備する。	
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無 土地利用の変更：無 整備手法：無(自主再建)	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：L1防潮堤の整備に対してL2津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先：小白浜地区の内陸部高台 整備手法：防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：水産関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	唐丹片岸地区にある唐丹小学校を唐丹中学校位置で小中を併設して整備を行う。 災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	－	
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業：H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の1次避難場所は唐丹中学校校庭の1箇所である。このため、今次津波の浸水区域外に3箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者、現位置自主再建の住民の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
高台移転候補地について複数箇所を比較検討。	国道沿いに住宅地を1～2列で並べることにより工事量を抑えることができるため本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(40/46)

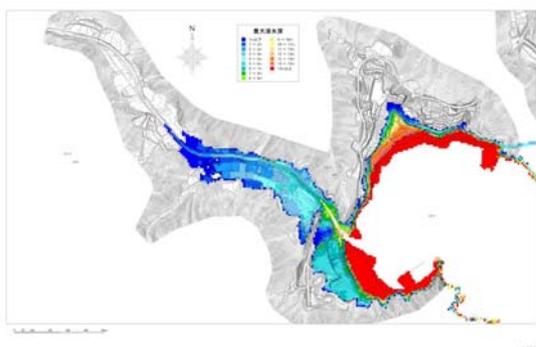
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

小白浜漁港
津波条件：今次津波
堤防高：計画堤防高（T.P.+14.5m）
潮位：T.P.-0.40m（震災時潮位）



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない

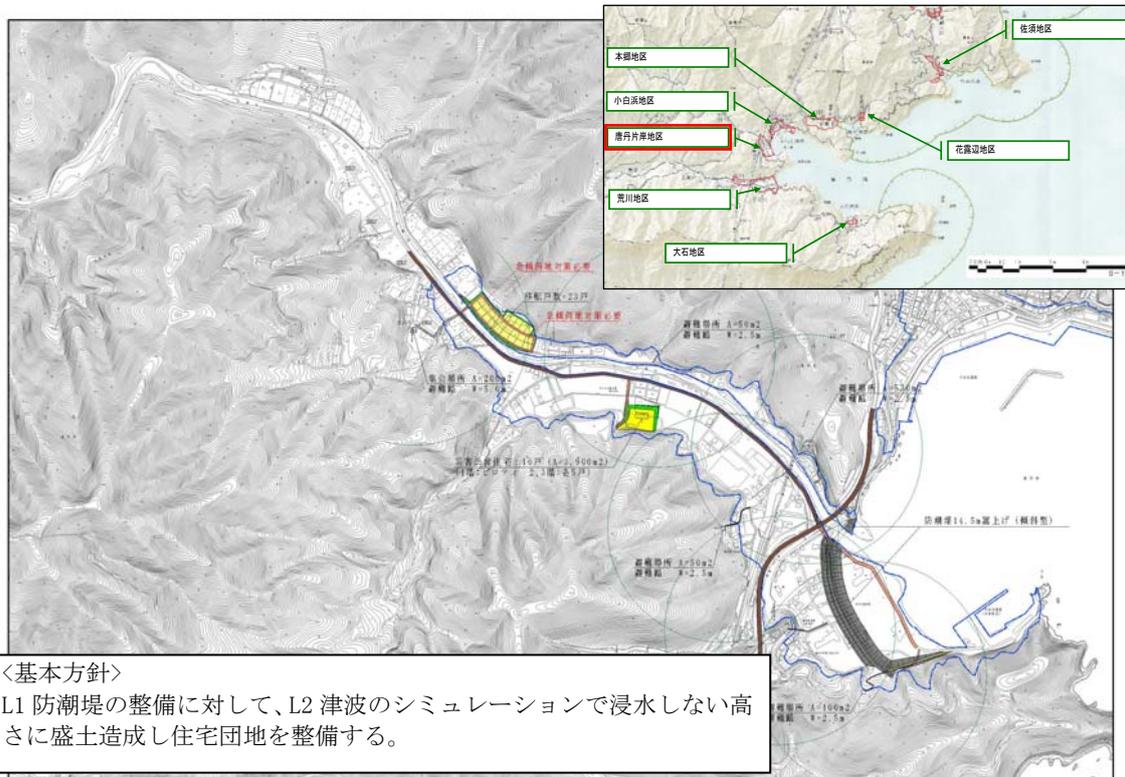
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(41/46)

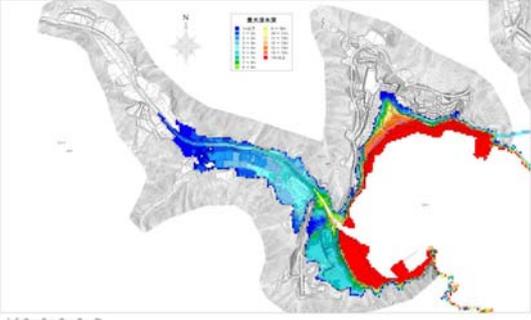
4. (20) 地区別復興方針(20)		唐丹片岸地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に小白浜漁港(片岸地区)があり、その後背地は、集落地が点在している。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値) : 19.3m 全壊 : 74 件、大規模半壊 : 21 件、半壊 : 5 件、一部損壊 : 2 件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備と水産業施設の再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-②		
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無(現行嵩上げ) <input type="radio"/> 堤防高 (T.P.+14.5m) (想定津波:L1) <input type="radio"/> 整備主体:岩手県 <input type="radio"/> 河川堤防の考え方: - <input type="radio"/> 二線堤の考え方: -		
市街地の整備方針	基本的方針	L1 防潮堤の整備に対して、L2 津波のシミュレーションで浸水しない高さに盛土造成し住宅団地を整備する。	
	現位置整備地区の方針	—	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先: 唐丹片岸地区の盛土造成地 整備手法: 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法: 移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針: 水産関連の施設用地等を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第 39 条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	唐丹小学校は小白浜地区の唐丹中学校位置で小中を併設して整備を行う。災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	—	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業: H24 年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	現在、市指定の 1 次避難場所は天照御祖神社境内、片川集会所(新規指定)の 2 箇所である。片岸川左岸に避難場所がないため、今次津波の浸水区域外に 1 箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内の住民、土地所有者、盛土造成宅地の地権者の合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
浸水区域外に移転候補地を整備する案を検討した。	浸水区域外案と比較して、国道 45 号、三陸鉄道へのアクセスが不便となることから、浸水区域内に盛土造成する本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(42/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>小白浜漁港 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T. P. +14.5m) 潮位：T. P. -0.40m (震災時潮位)</p> 	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

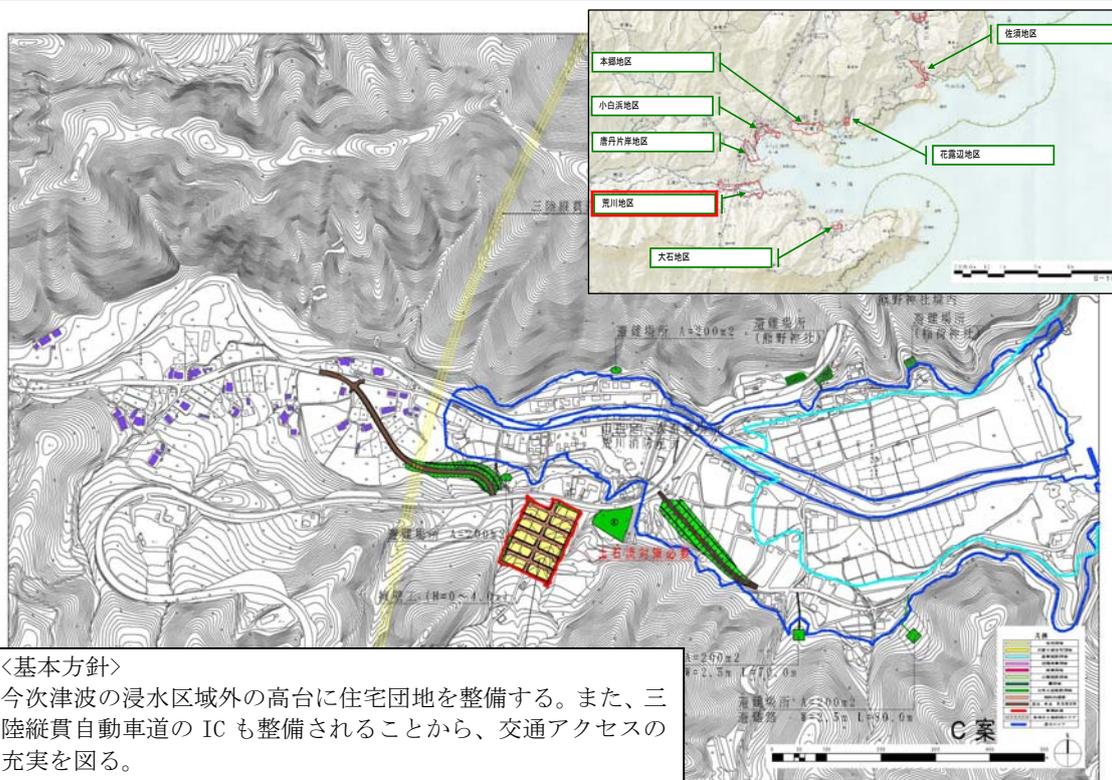
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(43/46)

4. (21) 地区別復興方針(21)		荒川地区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外
		役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部は農用地が広がっており、三陸鉄道を越えた内陸部には住居と農用地が混在している。海岸部の防潮堤は整備中であった。		
被災の状況	最大津波水位(痕跡値): 16.3m 全壊: 53件、大規模半壊: 7件、半壊: 1件、一部損壊: 0件(H23.6.20)		
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備と農用地の再生が必要。		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P. +14.5m) (想定津波: L1) ○ 整備主体: 岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: - 		
市街地の整備方針	基本的方針	今次津波の浸水区域外の高台に住宅団地を整備する。また、三陸縦貫自動車道のICも整備されることから、交通アクセスの充実を図る。	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: L1 防潮堤の整備に対して L2 津波のシミュレーションで浸水する範囲 移転先: 荒川地区内陸部高台 整備手法: 防災集団移転促進事業 移転の対象、方法: 移転区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針: 農用地及び産業系の施設用地を想定	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	集会所及び災害公営住宅を整備する。	
	その他特記すべき方針	三陸縦貫自動車道のICが設置され、周辺地域は産業系用地として活用が期待される。	
	整備スケジュール	H23.9~H24.2 地元説明会を継続して開催 →防災集団移転促進事業: H24年度上半期事業計画大臣同意予定	
避難計画の考え方	市指定の1次避難場所は3箇所である。このため、今次津波浸水区域外に5箇所避難場所を新設する予定である。		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転区域内の住民及び土地所有者との合意形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
浸水区域外の候補地について複数箇所を比較検討。	地元住民の要望した位置であるため、本案を採用した。		

釜石市 調査総括表(44/46)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合	市街地整備後
<p>下荒川農地海岸 津波条件：今次津波 堤防高：計画堤防高 (T. P. +14.5m) 潮位：T. P. -0.40m (震災時潮位)</p>	<p>市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない</p>

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その7)

釜石市 調査総括表(45/46)

4. (22) 地区別復興方針(22)		大石地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)		都市計画	都計外、用途地域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	海岸部に大石漁港があり、その背後地は集落地となっている。				
被災の状況	最大津波水位(痕跡値)：16.8m 全壊：12件、大規模半壊：6件、半壊：0件、一部損壊：1件(H23.6.20)				
復興方針策定上留意すべき特徴	防災や減災に十分配慮しつつ、地域住民が安心して住み続けることができる住環境整備が必要。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	A-①、A-③				
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無(無し) <input type="radio"/> 堤防高：－ <input type="radio"/> 整備主体：－ <input type="radio"/> 河川堤防の考え方：－ <input type="radio"/> 二線堤の考え方：－				
市街地の整備方針	基本的方針	地区内陸部にある、大石地域交流センター敷地内に災害公営住宅を建設する。海岸部には、今回浸水しない区域に漁業集落防災機能強化事業により漁業集落道を整備する。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：無 土地利用の変更：無 整備手法：無(自主再建)			
	移転区域の方針	－			
	土地利用規制の方針	－			
	公共公益施設の方針	大石地域交流センター敷地内に災害公営住宅を建設する。			
	その他特記すべき方針	－			
	整備スケジュール	H23.9～H24.2 地元説明会を継続して開催 →漁業集落防災機能強化事業：H24年度上半期事業計画長官同意予定			
避難計画の考え方	現在、市指定の一時避難場所は大石地域交流センターの1箇所である。このため、今回の津波浸水域外に1箇所避難場所を新設する予定である。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	土地所有者との合意形成				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
防災集団移転促進事業による、高台移転を検討。	移転対象戸数が防集事業の要件に満たないため、漁業集落防災機能強化地業により道路整備する本案を採用した。				

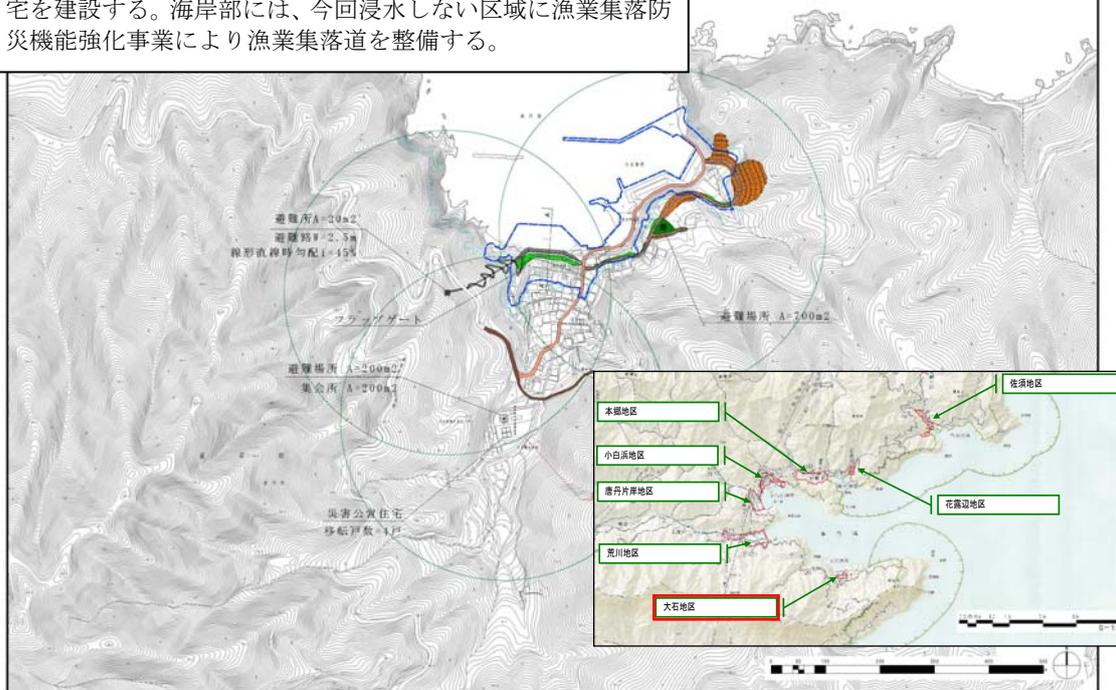
釜石市 調査総括表(46/46)

(5)地区別構想図

〈基本方針〉

地区内陸部にある、大石地域交流センター敷地内に災害公営住宅を建設する。海岸部には、今回浸水しない区域に漁業集落防災機能強化事業により漁業集落道を整備する。

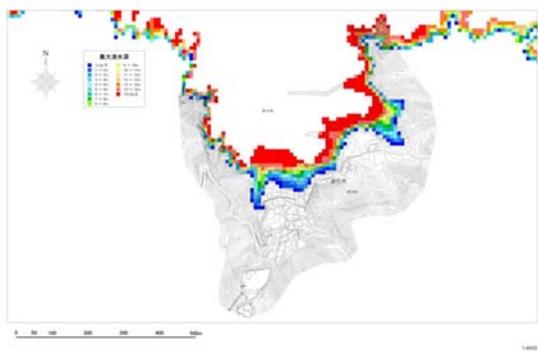
大石地区復興土地利用計画図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2(今次津波))

市街地整備がない場合

大石漁港
津波条件：今次津波
堤防高：計画堤防高 (T.P.+14.5m)
潮位：T.P.-0.40m (震災時潮位)



市街地整備後

市街地整備の最終案に対する津波シミュレーションは実施していない